

○秩父市後援等取扱要綱

平成25年12月25日

告示第241号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が後援等を行う場合における取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、その開催を市の名義使用に限り援助することをいう。
- (2) 協賛 市が事業の趣旨に賛同し、その開催を外部的に援助することをいう。
- (3) 共催 市が事業の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことをいう。
- (4) 後援等 後援、協賛又は共催をいう。

(対象事業)

第3条 後援等の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市政の進展に寄与するもの
- (2) 教養、健康又は経済の増進に寄与するもの
- (3) その他市民福祉の向上に寄与するもの

2 後援等の対象となる事業の主催者は、国、他の地方公共団体、公益法人その他の団体でなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、後援等は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対しては行わない。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意志があるもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 参加対象が極めて限られた範囲であるもの
- (4) 公共の秩序に反し、又はそのおそれがあるもの
- (5) その他後援等を行うことが不適當であるもの

(申請)

第5条 開催する事業について後援等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業を開催する日の属する月の前々月の15日（その日が秩父市の休日を定める条例（平成17年秩父市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに後援等承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認することが適当と認めるときは後援等承認通知書（様式第2号）により、承認することが適当でないとき認めるときは後援等不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告）

第7条 申請者は、後援等を受けた事業が終了したときは、速やかに後援等事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、秩父市後援等取扱要綱（平成17年秩父市訓令第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年12月27日秩父市告示第211号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和5年2月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

後援等承認申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者 所在地 〒

名 称

代表者名

電話番号

下記の事業について市の（後援・協賛・共催）を受けたいので、秩父市後援等取扱要綱第5条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 主催者名

3 開催日時

4 会 場

5 目的、内容等

6 入場料の有無

7 その他

※ この申請書は、事業開催月の前々月の15日までに、秘書課（本庁舎3階）へ提出してください。

※ 印鑑の押印は、不要です。

※ 事業の企画書及び申請団体の詳細がわかるもの（団体の規約又は会則並びに役員名簿）を添付してください。入場料（参加料）を徴収する場合は、必ず収支予算書を添付してください。

※ 「後援」とは、秩父市が事業の趣旨に賛同し、その開催を市の名義使用に限り援助することです。

※ 「協賛」とは、秩父市が事業の趣旨に賛同し、その開催を外部的に援助することです。

※ 「共催」とは、秩父市が事業の企画又は運営に参加し、責任の一部を負うことです。

※ 「協賛」又は「共催」を申請する際は、市の担当課と事前協議をしていただく必要があります。

様式第2号（第6条関係）

—  
年 月 日

様

秩父市長

印

### 後援等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市の（後援・協賛・共催）については、下記のとおり承認しますので、秩父市後援等取扱要綱第6条の規定により通知します。

#### 記

#### 1 対象事業名

#### 2 注意事項

- (1) 後援を受ける場合は、「秩父市」の名義使用にとどまります。
- (2) 承認後であっても、市が後援等をするのが適当でない認められたときは、承認を取り消す場合があります。
- (3) 後援等を受けた事業を実施するに当たり事故等が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、速やかに報告してください。
- (4) 後援等を受けた事業が終了したときは、速やかに後援等事業実績報告書を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

—  
年 月 日

様

秩父市長

印

後 援 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった市の後援等については、下記の理由により承認しませんので、秩父市後援等取扱要綱第6条の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第7条関係）

後援等事業実績報告書

年 月 日

秩父市長 様

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

市の（後援・協賛・共催）を受けた事業が終了したので、秩父市後援等取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 開催日時
- 3 会場
- 4 参加者数
- 5 その他
- 6 添付書類 事業のプログラム、ポスター等の参考資料